

出羽國風土畧記卷之二

築池家藏書之二



出羽國風土畧記卷之二

田川郡 目錄

大泉莊

田川組

田川館

八幡宮

龍藏権現

坂澤館

八幡宮

西八幡宮

小園館

京田組

大室寺城

同協代

同當城主

正一位日吉社

同春日社

天満宮

大田大明神

龍見寺

清水寺

西樂寺

常念寺

極樂寺

龍花寺



般着寺	禪就寺	長泉寺
高安寺	大智寺	相尾大明神
天満宮	西濱	本郷組
慈出館	名川館	吉観寺組
金峯山大権現	言坂館	吉祥寺
鳶組	泉大明神	八幡宮
遠賀神社	上山王	

出羽國風土畧記卷之二

一 田川郡



二十二組あり内又組ハ赤公料之所謂
 加那組 田沢組 馬川組 中々組 喜就寺組
 川組 望酒井在藩門尉敷志在也之
 余目組 上余目組 下余目組 丸尾組 大山組
 以上二十二組あり又
 是を又通とせ京田通 山濱通 梯引通 中川

通鴨川通是なり今通は屬さるの村々詳
かゝるを按ずるに西通ハ彌名子や古俗ハ郷
ハ村といふ事あれた今其教目詳りなると
於て釋ぬへハ又通の月栞引を郡と書
ふ事古人の古記ハ教多あり

一大泉庄

按ずるに田川郡の内はあり今其分内詳り
かゝるを庄内といふハ大泉庄内といふの略
稱なり源平盛衰記十八の巻ハ丹後國保
津庄を指して庄内といひ又東鑑亦一巻

養和元年の桑下に信濃國東條庄内方平
記二十一の巻に安岳庄内とあり安岳ハ城お
まあり貞永の式目を見るに國衙庄園神社
仏寺領ハ國司領家の成敗してふ及國東河
口入とあれを中世郡より傳ふハ一と地ハ
阿ノを放よその内ハ百姓庄内の二字を員
名として用いけりにはや信正曰前經記七ハ
ハ大泉庄と飽海田川支郡をいふ事や又田
川郡のこをいふ事や古書の語を考れを田
川郡斗を大泉といふ事やと云く次ハ東鑑

十九年久二年又月出羽國志山流流亦群系
是所許地以大泉次希やとい(白文)を
擧次すハ慶長三年七月羽志山又至塔棟
札よ出羽國大泉庄とありを引て流流とを
予節經記を見よに節經田川右希實流の
下へのをまひて後の詞よりて田川をも
立ありハ大泉庄大梵寺を無をもあひて有
を見れを大泉庄とい(白文)郡中に押廣
ての流ありあを古俗出羽志山内田川郡
或飽海郡と書よハ違あり出羽志山田川郡

庄月と書(一)是よて順なり右平記評判
ありハ志山の月ハ郡あり郡の月に庄あり郷
ありと云く大泉とい(白文)の考考祖勝福古村
泉大明神の条下に流を享保年中京都の
祓職淺利大賢大物志神社ハ一體を奉納
を其文中に出羽志山飽海郡吹浦庄とあり大
賢の祀ハ白文史ハ歎喟(一)ハ奉納多あり
是ハ吹浦村の舊記を見んて是を記すとあり
是ハ古ハ吹浦庄と云々あり又志山十
卷文治六年の条下に出羽國海色庄と
あり

とも今雪西を志すに云々工至賜二郡ハ西は
海あれは海色庄といふ名なり一按きるに飽
海郡十里塚村の下より小湊おしてを七人
湊色といふ疑々々ハ海色の標記もや廢
長十七年吹浦村の社建立の標記一云庄
在依々吹浦村とあり又羽深記又云巻末
朝日山軍海田出張の条下に飽海田川之庄
之郡の云々とあり三郡といふハ在代を田
川指引飽海之郡といひり又長中飽海郡
親善寺法小女川ハの書状も指引郡と云

一因 一因
軍利郡の下に海をけ人々學もあり一人
よて又能書て七人の標よ物を書敷きの郡
よりあつた物さ古川南の月又田川出羽友
郡有り一を後出羽を指引郡と一飽海を
添て元因之郡と云るもよやとおひふんをさ
よ一もあつたねと延喜式は伊豆波社田川
郡も屬されを出羽を田川郡と改稱一云
も徳吉の事よて後代の事よ是れを且指
引の号國史よ西見なり一伝正曰寛文八年
江戸より小笠原山城守永井伊賀守等

として唐月領ハ田川飽海友郡といふ事抄
判物も正し飛されりとあり元禄五年
下余目領言田妻村として公訴志する書付は格
引郡丸墨領言田妻村とあり寛文己年此判
物の格を志するりるもや

一田川組

田川村・湯村・岩沢村・山宮村・少連寺村・長
瀬村・冥根村・東目村・坂之下村・大机村・菅
中代村・温海村・赤井俣村・誠沢村・小園村
砂谷村惣言するる六十七平に合日夕

今の事先年の言帳を見て記述す而して後年
新田罷給亦有りて知る言も増しりとそ
當時はお遠の所はけたぬとおもふへりと

一田川館

田川村所田の山隈にあり田川郡目の庄位を
これ一所なり今ハ田畑として撰の去手の
之僅よ砂まり後記曰く仁明天皇
養和六年冬十月乙丑出羽国言太八月
二十九日管田川郡司解備下畧全文田川
郡所領の所より引郡名の上より管の字を去す

國史の常之義經伝二十し巻よ田川郡の伝
る田川古葬^{実所}と云ふといふもの者と云く
又古葬を指する詞よ是ハ秀平リ知行の而
よてりハは定て是ハ祇儀のものよてりハめ
と云く節經の実居の許へ入るをあら半と云
經乃れを略を東鑑九し巻泰衡表の条下に
遣田川古葬行^之秋田之葬致文藝速出羽
國云く當村の円蓮花寺といふ所よ大藏と
いふる姓あり宅地よ大なる石塔二基あり
古人古葬及石塔之といふ

一八幡宮

所田川村の下にあり姓古ハ坂之下村よ所
結元中古け所よ近元と云傳へり社伝言百石
の末之合地方下田川村忌原一面之面神を
一人下社家三人佐和段留吹段古教段柳子
段段柳子段段之柳子振あり社傳一負あり
大藏院といふ神之先祖を古史といふり
ハ今の武田官古史先祖よして水牯表古史
古史領を代く武田家よて領之三代以前古
格を移さるれ下社家と云ふ今の神を段末

家ハ當領主の先代見出しの図を記す
中々の内を記さざるハ古来の神主に向
さる故とせば地ハ古ハ懐古帛皮武衛家衛
と合戦しぬ所なり社殿より西南ハ石山
といふ所あり其地ハ本陣山也矣舎を
いふあり武衛兄弟の陣所にして一夜ハ築
立たりしと云傳へり庭ハ又堀ホ多^ク掘きて
ありとて北南の山所ハ川あり矣沃川と
籠引川たの川系ハ兄弟の石塔とて二塔
ありを古風として在代のおとハ^ハ尾^ハを本

陣山の上ヨリ流山ハ二軒といふ寺あり古
本像二所あり彫刻を粗巧之武衛家衛乃
二像なりといふ古人古敵の色を畫堂と云
兄弟の菩提よけ寺を建て古ハ畫堂とも
云々ヨリや武田官古更^ニ記さる山の頂ハ
懐古帛皮陣所の社あり南ハ^ハる^ハ三^ハ十^ハ官
社東西^ハ七^ハ官^ハ社あり^ハ東^ハ西^ハを^ハ屏^ハ風^ハを^ハ立
たりとて一人常に祈る所ハ^ハ又^ハ
当社神事ハ一月ハ五日二月朔日より七日と

正頭は供取家民として取取云軒あり、正取
ハ六十一歳の人出供取ハ壯年の人ありハ
十に又歳よして勅之云取取を公田方と稱を
呼云屋ハ柳漬菓餅串持る合什具兼極実ハ
柿の本皮海苔野苺を巻せ漬漬い玉を並
当座の古俗正月餅を玉よ一葉よ付て餅
とき毛を漬い玉といふ菊菊を表一て蠶蝨を
祓ふの心とそ又八月十日日より十五日まで
多禮あり又取取として社取交々集會一
て祈禱修禊云寸を酌半あり社内ハ家取

の草納一ハ丸腕あり金の徑は寸の鏡二
枚の間に毛をうへそ間に金の切先少つ
跡入り栴一天は寸は竹之古き物なり又
丸鏡一面中にハ勅た衣ハ二童子あり毛
彫りもあつた又袴付ハ物とも見へ毛鏡
面を拵れた子よさつて又未社のうち
茂徑當所ハおゐて取士ハ命一して書字ハ
せ草納一ハハ大股着とて一櫃あり紙の
色黄よ一して毛引あり或人層云といふ
紙なりといハ丸書物を高きハ草氏紙筆

法後集の之のといへる形一を相と見入
傳くを寺家当社を勝喜山と稱を義家
臣の徳軍の地を賢一とよや下那西産祖
海といふる僧大觀院住職より一以誠一
と詩あり

題勝喜山

勝喜山城雲幕間 壘密絶壁更難攀
義公靡旆高名嶽 衡士膝骸矢澤灣
治国大平千歳下 干戈静謐万民閑
弓神鎮護古今社 誓願日新救世艱

下五

七人當社を以て武衛家衡戦死の地と先
年社造のこの社地の古本を伐り中に
よ矢の根を海までありけるに河の代官
小上りるとを統古戦場なる事疑ふと
いへる兄弟はよ仙心合沃の柵をて討れ
事あり大平記奥羽軍記亦よ委一これハ尚
雨を以て兄弟戦死の地と云か一統
いへる川系に兄弟の墳墓あり又ふ二形よ
二像あれを由緒をさしよ一何と奥州軍記
よ將軍國解をまりて中括武衛家衡の孫

反既よ貞任宗任よ色より私の力を以て
たぬ〜并来くも事を治りありあく進討の
官府をありりて首を京へ奉ると中絶た
私の歌よりよ〜^田官府をありりハ執貴
新の〜仍官府ありり〜さるよ〜定ぬと
啖て首を及よ控て元く京へ登りにたりと
云く予按さるに奉家朝臣尾田御及より
京へ光らんとてけををををのふ以京の
の作を啖首を川系へ控てをををのひらる
を尚而へ兄弟出流して戦はる以親〜

去るよ去人なとありて首を棄て差を築さ
りりよや家瀬の妻此差として被色〜あり
絶ち并解〜人もあり〜と見〜り又
八幡文の末社よ天満文あり社地よ梅の名
来有り羽原記十二し書曰所田川といふ左
而よ梅の名来より又月半よ係に花の
咲出てあひ春の色をわ〜ををりとりや
義光公を祢木の妙ちるを感〜てけ矣を
言上小白川の天神へ極めひ〜と〜を而に
八幡文立のふむり〜より効驗の持なりと

噴へあひ—により詰あひ菊光禮送—
此泪くこあひ—りふ年の目よまいりくと
見ふ所に社よ白鳩一ツ出て此後のおに踏
居—て菊光公と對座—りり此下向の後
社依神田悉く寄進—て篤美いこ—りり
夕夕を噴付れをけ色知り—りり先玉之邪
心を標立—後八樓之幼き児の取とめてふ
取の中館へ移あひて昔ハ唐田川村の八
樓之座よ對面—して祈^{おま}福^ふ中—(きこととして此元
の宮へ入あふ菊光對顔の後我亦依地とな

りハ物束^ぶ容易あり海—きこと此書ありし
文を標—児^この質^しは旭^あ他^た—して見—りり由—
神徳の彩^{いろ}ちるを感—して此後^{この}後^ごあり—と
見—りりと云々^い按^あき^きるに物束^ぶ容易あり海
—きこと此書書の文なとの事ハ文の用色
ふらにやとおもふんも所れと所見の勢を
後よ之我^わ傳^{でん}も少將^{しょう}依^い士^し卒^{そつ}をなつけて唐^{たう}田^{てん}
を討とらん—あ^あの^の禮^{れい}儀^ぎよ^より^りる^る勢^{せい}獨^{どく}を^を得^とる^る
を^をあ^あひ^ひり^りり^りや

一 禮儀禮規

湯村あり、小寺氏は湯花権現と稱し
延喜式社名帳に載る、田川郡由良依賣社
社名なりといふ、又由良依賣を以て由良賣と
湯花と稱し、こゝもやといふ、社在湯前に
おゐて、小寺社社名なり、社名と稱し、新田の
秘文、觀音堂に社名の名を板に彫りて、至
こゝも、社名とあり、社名、湯花葛葉も、
尚社を以て由良依の賣社と記し、由良依ハ
湯出、沃の畧記もやといふ、和州の意、味ハ
室よさも阿も、こゝもや、三代実録には由良

依の賣社と記し、夕ツサノメと所、字を付
こゝに延喜式あり、由良依賣とあり、吹浦村の
古記にも、由良依とあり、これを三代実録に因
り、他、ハ、筆者の字誤もや、去秋、中、尚書、近
江、社名、旧号、たよ、公義より、法、為、あれ、た
社名、権現と申、立、田、号、由良依の賣社と申、
上、こゝ、妙、法、な、けれ、を、旧、記、を、一、と、見、入、こゝに、
社、名、を、小、寺、氏、又、湯、花、葛、葉、の、社、も、扱、あり、多
出、れ、こゝ、事、と、い、は、見、入、を、湯、花、権、現、と、稱、す、る
ハ、湯、海、村、に、あり、社、名、の、社、地、正、面、も、ハ、觀、音、

堂ありて護^二修^一の仏具未^レ有り。殿^二の
八^一足^二の机を^レち^レく^レ。後^二箱^一ち^レと見^レゆ^レれ^レハ社^二家^一
も家^二子^一て後^二修^一の寺^二なり^レ。一^レ純^二修^一の現
十^二ヶ年^一お^レと^レハ三^二箇^一に^レ面^二の社^一地^二も^一一^レて^レ古
く^レの寺^二及^一も見^レへ^レり^レ。に^レ正^二年^一の寺^二既^一又^二雅^一と
い^レふ^レ僧^二内^一心^二社^一乃^二を^レ採^レむ^レ。ゆ^レに^レ是^二を^レ建^レ修^一
社^二他^一も^レあ^レく^レに^レ表^二裏^一捨^二子^一も^一一^レて^レ社^二樂^一屋^二
と^レり^レを^レ見^レら^レり^レ。志^二と^一一^レ社^二壇^一も^レ見^レて^レ歌^レり^レし
ま^レ造^二形^一之^二社^一家^二に^レ五^レ家^二増^一修^二ハ^一寺^二あり^レ。古^二社^一
領^二畧^一記^二曰^一山^二原^一を^レ湯^二田^一川^二村^一大^二日^一山^二妙^一幢^二院^一

長福寺^二領^一有^二百^一又^二十^一又^二石^一三^二斗^一一^レ斗^二二^一合^二地^一才^二湯^一
田^二川^一村^二志^一系^二十^一九^二石^一上^二出^一羽^二守^一友^二成^一才^二判^一物^二と^一
そ^レ右^二の^一月^二十^一二^二石^一又^二斗^一一^レ斗^二二^一合^二地^一才^二湯^一
三^二斗^一二^二合^一地^二才^一湯^二田^一川^二村^一大^二日^一山^二妙^一幢^二院^一
斗^二八^一斗^二二^一合^二地^一才^二湯^一田^二川^一村^二志^一系^二十^一九^二石^一上^二出^一羽^二守^一友^二成^一才^二判^一物^二と^一
延^二命^一院^二乃^一光^二院^一妙^二光^一院^二乃^一純^二修^一の現^二十^一ヶ年^二お^レと^レハ三^二箇^一に^レ面^二の社^一地^二も^一一^レて^レ古
あり^レて^レ配^二當^一十^二石^一余^二より^一九^二石^一余^二と^一見^レへ^レり^レ
社^二家^一ハ^二七^一石^二余^一より^一三^二石^一余^二三^一石^二余^一一^レ石^二余^一より^一
外^二に^一社^二子^一承^二仕^一ホ^レも^レ配^二分^一有^二あり^レ。大^二日^一堂^二ハ^一
村^二より^一南^二北^一山^二林^一の^二中^一に^レあり^レ。右^二に^一配^二當^一才^二湯^一

高天日山妙幢院長後寺伝とありゆへに社
家古傳の爲に採られぬのあとし、権祝の下
ハ別湯村よりして二十有余家あり、村の中社
ハ湯泉あり、又殿くに内湯あり、功徳温泉ハ
乃をん小瘰癧毒あり、即功を治る、領主
法入湯の多ハ社家和泉といへり、もの内湯
ハ入るをあふぬハ内湯とて建智燈籠あり
是を内湯の湯といふ也、して社家ハ村並ハ
家他ハ入湯の者賃を以て渡世とせし、代
実編曰貞觀十五年夏六月廿六日、是未校

出羽國正六位上郡川温泉社後五位下と
あれは郡府をけれを何世の所といふ事、を
志した上古けを郡川と云ハ事ハ有る
事や、或人當所の大日ハ姓古後系村ハあり
ハハといふ

一 坂澤館

坂澤村ハあり、山館よりしてそ、梅原ハ梅の
内ハ梅ノ、松樹千枝ハ種ありて今にあり、天
正十二年九月、誠玄の爲よこされ、といふ
館ハ姓名詳なり、を信哉、爲家、の、家、老、といふ

と云傳へり

一八幡宮

彼より東の山下あり館を築き志しり社
とそ社領言に石二斗七升又合地方益次村
志平寛永三年焼失せしとそ

一八幡宮

登川系としふ西あり社領が一社敵二人
あり社古ハ西八幡と稱し
河田川村の八幡宮の
西なる由とそ

園目も築敷ありしと云傳へり

一小園館尾玉さま

伝正云小園因幡と云し人指伝志しりし取
なりとしり尾玉記曰そ此言上出羽守兼光
孫を巧しし尾月の傳をなつけ贈して志を
兼光よ趣し志め密よ義徳を教んと諱る
武家の伝佐後傳中としりもの獨志を義徳
よ密て義勝を密よ思をせ吾郡士を流て同
郡の士小玉因幡り送り送るをり義徳計而
よ思ひて一五年を籠りぬ義徳出奔有り
しりを尾玉おのつり義光の子よ入尾浦
の地代よハ言上より中よを蓄を志しとそ

義光傳には尾玉の事あり
尾玉は尾浦の地代なり
尾玉は尾浦の地代なり
尾玉は尾浦の地代なり

當村の百姓古より對法を習得を先年領
主もも沙汰ありーとそを後在事つといふ
この對法の一體を所持せ

當村より関西あり領る方々數人を至り又小堀
関川あり而を以て小玉の裏とー定數を至小
村の數人ハ百姓の月より至る小
大小先此後穀あり

小寺氏小玉の菊日本
玉といふハ戦後出羽の境とといふ在今日本
玉といふハありーとそ戦後境に茶屋跡と云
而より半及半手あり古村居の跡ありと云

一系田也

大室古村 千原村 新深村 中系田村 濱中村
了田妻村 平系田村 山田村 茨形田村 文
下村 吉地楢村 善津村 妻山村 五ヶ屋村 長
崎村 西子安村 林崎村 西沼村 吉長村 光
岩寺村 及地村 地安系田村 西系田村 十里
塚村 忌部村 中村 馬所村 所部 吉野村
小系田村 松井新田村 堂形新田村 了倉新
田村 过 桑野村 湯沃新田村 本郷新田村
了所新田村 了所新田村 忌井系田村 了
津村 了 津新田村 天神堂村 は村系田也よ
あれたた山能 猪

子村あり。一万六千石ある九千石二斗一本一合。
按きむに延喜式廿二日記し是は出羽國海
陸又十二日と定めしむ。ハ國府より運米の爲
ニ私語の日程を定めしむ。ハ同又十二日記し是ハ
凡ソ私運米又斗爲儀仍用三儀爲法自條
雜爲示准之。そを強ニ若科量減之と云く
是ハ海方をさすの定あり。ハ同又十二日記し是ハ
越へ運送の米を依り出せしむ。ハ同又十二日記し是ハ
とは名付りしり。ハ同又十二日記し是ハ
定記亦よ出し。ハ同又十二日記し是ハ

より稲屯ハ。ハ同又十二日記し是ハ
集亦よ京田ハ。ハ同又十二日記し是ハ
て羽島控現の領あり。ハ同又十二日記し是ハ
田とは附會の説よて伝きむ。ハ同又十二日記し是ハ
系田ハ。ハ同又十二日記し是ハ
ハ合羽島領あれ。ハ同又十二日記し是ハ
あり。ハ同又十二日記し是ハ
羽島神領の事見。ハ同又十二日記し是ハ
ハ同又十二日記し是ハ

一大室寺城

小寺氏曰大梵寺又ハ大室寺とも書今ハ
鷲ヶ尾と号ハ平地なり古人曰湯屋ハ大日
如来の御面立流れ出ル川を大梵字川と云
ハ川常に阿字の流れと名付川水城の
東を流リしによつて大梵字の城といふ
て大室寺といふハ城何人の経略といふ事
詳ならずと云々三代実録元慶五年三月
廿六日の条下に一府二城以備非常とあり
一府二城の事ハ才一と書ハ江をけ出の文

節を考れも元慶の以朝家より築きあふ城
と云ハ但沼田の城より後の事ハ阿字の流
る所也ハ大梵字川といひハ川水城乃東を
流リしによつて大梵字の城といふ事ハ一
大室寺といふといふハ附言の説なり一四
史ハ一府二城とあれも當地ハ出羽の府の内
なり府ハ大室朱子曰藤原資成曰府とあり
城ハ大室なり寺之為云司官吏之而止
ハ号一と云ハ城下につくる村を大室と

村と号しけ村の色を流しりゆへに大宝
寺川といふありけ川一名赤川といふも
赤川村の色を流しりゆへに

伝正又曰武書曰源氏家武源家源氏源氏の時
け所は陳し利を得ぬ地の利宜よりなり後
弟の光廣はけ所をぬき後承久二年に平
朝野 後多羽院を隠岐ゆへ流しなり
光廣り三代の孫大徳亮廣利子刑部左衛門
廣正を隠岐へ呼帳吏りゆへに廣流のよし王
代古選記は有之云く伝正は事未考と云く

羽奥より此要害なり記といふあり
古選記といふもの予も未見なり記の他若
け場の名は源氏源氏以下に記すに
書きまより源氏源氏以下の文をとり
の公を推しるに武源家源氏と對陳の地
利宜大し利を得ぬ陳所として後光廣は
記され源補志よりけ場の始とおのひ
しりや又伝正もたのこしく思ひに
は是へより是三代実流といふは
郡八当方より二村は列士未詳多氣

常に徳あふ文義を見ざるに極之陸奥国記
の月よ康平六年二月廿六日古邦茂家為
後又位下出羽守とあり任職の月ハ二場の
内ハ赤坂あふちへハ一お大平記三十二回ハ
懐友ハ奥州より帰洛の後出羽守とめて車
ハ被函よ总領ハあひ在函三年ヨリて治
暦の表又上洛ハあひたりとあり藤原光廣
としふ人よけしをあふとしふ事ハつり
子細ハあしりし。あしりし二場ハ朝家より
建重れ函目を下ハ二場ハ玄士大毅小毅

る帳おととて非常の徳と仕あふ親王法の
並ちも此ハ懐友自己の斗よて赤臣ハ当城
をありし事ハなるハ一さよや國司の任職王
都よをさハ三年を限をさハ又年を限ハ
お大平記ハ在函三年ヨリて治暦の表上
洛ハあふとありハ任限をさハよりあふ事
とハ見ハをけしハをさヨリて函目の任職
又年あり陸奥国記亦に見ハより何そ
朝家ハあふ事ありて百れよりハ一に光
廣ハ当城を初て宅あふ事を去人光廣ハ

け塔をありりーと云傳へーと也

羽源記曰古光禰といふ一一人西目とて
おとせーに羽源記流統の叛逆よりりて尚塔
を造れ出大中治といふ所て後切ーあり
りりし時の関白藤下公達の中を出羽西目
よちされて下あふ是八十八代 後深草院
深草とりやと云く羽源記の系よ委注され
ハ田畠之窪川但大中治村南の方山陽の田畠
よ大石あり西目け塔の上よて切後ーあり
ーとて古人古所の後切石といふ是八十八代

後深草院の深草とハ是東かーと云ふに支
あり以前の事なりー八十二代 後鳥羽院
文治年中頼朝の始て花園御保子地頭を
禰をさるるそは花園(ハ)武敏家を下ーて二
塔をさるるーめあふと見へり二塔ハ西目
の塔塔なれを別に大山よ二塔塔を接て妻子
とたよ位ー尚塔よハ家士の内より塔代を
至又附とーてハ嫡子お出ても後をさるるー
と見へり武敏家代この内六代長重を大
梵寺出羽とと稱し二十一代重真を少輔軍

上代武敏家代
梵寺武敏家代
武敏家代

禮子大室寺義孫興と稱し二十二代義孫を
大室寺義孫と稱しその後上或誠後より
協代を至たは記之

一協代

天正十二年より同十三年の秋と言上家占
お表筑前を協代とせしむ年し同言上家占
屬より半大山の協代義孫の下は記之

一協代

天正十二年の秋より慶長五年の冬まで
十六年の間庄内中悉く上枚系勝の手に小

渡り下治を悉くを協代とせし庄内初治を以
考るに天正十九年卯十二月廿八日上枚系
より庄内の地侍を追放し川村彦左衛門を
して庄内の知行を檢察し下治を悉く
は侍より奪取し之れ一領に侍を慶長五年
上枚系石田治初少輔より合せし事あり
て庄内山城守となし下治を悉く系勝の下
知を更二子三百人のを以て月山を并誠
言上へ賣入り九月廿九日石田敗水の死御
連江より來りれを俄に款地を引取らば下

治方志の款地へありく切入りれを意より引と
らん半し叶ハを死を一圖は変一り日に茂
光の巨野田因通娘ハ高橋の
巨野あり明友なりあれを
降を去りめり。初ハ昔ハさりりれは後ハ
ハ降系一茂光の巨とあり川南を領一当城
を寄護を羽添記十卷曰下治志書田川郡
の産之娘ハ系勝ハ屬一後ハハ上家ハ屬
田川郡の内一萬二子石をあら改名對馬と
云く又五し是ハ誠後至大川村の佐人とも
あり

一城代

新関因幡之江家と云之下治志書の城代の
記あり下氏改易の子細年記亦詳ならず
羽添記十し是ハ大梵字改名の案下に羽添と改
名のあり
新関因幡ハ後治ハよして七子石下され馬上
百騎足将二百人ハ新城代として是ハふを
後子細ありて福慶持よなる也の内より
百五十騎と出治城代ハ小玉振津和国城
中を指越あひたり。その後志尾津孫ハ弟由
利大膳といふもの系勅の事あり。伝正云く

三石上郡唐田を領して大梵寺の城代ハ下
對馬二万石 後ヨ新関因幡七石元和八年城
渡シ言ハも因幡岳之と云ク元和八年壬戌夏
言上郡赤岩の事論あり 秀忠公の台聽
よ達一七十万石を臣とレ一百万石までは是
へ移さリ奥州中村城之相馬大膳亮友成諱ハ
公義の命を蒙ルレ唐田へ下向城代新関
因幡より因幡城を更ス

一 當城主

元和八年戌八月酒井宮内左衛門尉
諱ハ忠勝戒名達三大居士

跡ノ是酒田二城の之よ命とレ十三万八千
石少弐氏寛永九年壬申六月加後肥後守成
罪ありて唐田へ配とレ酒井家へ唐田の尉
二千石少加増初合十口万石と云官内左衛
門尉より當左衛門尉敏之諱ハ又代清和源氏
あり郡政旭酸草喜敏澤源傳説云貞純親
王後流河川親氏任三州生春親兄弟春親
継家督一子以酒井為稱号代と為家臣子
孫蕃衍後分為兩郡一流左衛門尉一流雅
樂外おれ執政及佐兵郡軍流業云と親氏

より當るに八代親氏氏忠酒井忠次家次
忠勝忠尚忠義忠貞忠壽是なり永禄七甲
子六月廿一日忠次三洲吉田城御討初め
因清代天正十八年庚寅八月十九日下館
碓井城二万石御討松城一万石家次
上野城三万石御討同清代元禄二年
丙辰十月十二日越後守田城一万石御討
元和五年乙未正月十一日信州松城一万石
御討同清代松城川中より當城へ移さる
家次よ切こを討めり事文明十一年己

亥七月世良因二弟三弟信光安祥の城をと
らんとて躍を佈り西野より出て是を躍く
む款を見物のため出りて入て入
なく安祥の城を占めり此勢を出さるの初
酒井左衛門尉氏忠同右兵衛親重縁の事
丸龜より葵を討て取之義州のこと
よ三種の音を占めて引渡と一哭一呼され
り信光のあふ御軍なる酒井はけと
く丸よ三葵を討て付よとあり果して此後
利なりりれ酒井よ三葵を討めり故とて

後 家康公は故を百よくれ其故とちされ
お似これをとて酒井家ハ旭醸單の故を
あふとちり一説ハ世良田長親公あひを
切こちこに五羽あふたし

一正一位日吉神社

大宝寺下山王といふは是なり塔之尊殿乃
社なり社記五十八石一斗七升九合地方大宝
寺村黒平三通の面社家二人社人二人あり
神事に月申改家より社家氏子の新粧
領主より誓志を出さし厚ふさめ有り末社

平に九十
石あり

無天あり又復怯靈社といふ五石塔三拜殿
を祠の子細深秘なりとそおに概の大本
あり

一正一位春日社

元文中年中正一位宗源宣旨なり古俗に所
まといふ支社記畧記をに所大明神と五
社記に十石石に斗一升五合一通之面地方
時村社家一人あり或人曰當社往古ハ地内
よ有り一と多礼三月三日厚ふさめ有り

一天満宮

社領十一石四斗一本地方磯村忌原一石の面
社家一人あり

一 大田大明神

社領一石五斗五立の社なり。社家一人
あり是又在年の社家之を介古に五社牛頭
天王福前社亦あれとも社領なき社ハ是を
田舎とし

一新山遍照院就養寺

領主の祈願所なり。地畠は城内より大般若
精讀寺領了拾二石二斗七末地方井原村下

一 大室寺より忌原一通の面

一 遍照山令徑連清水寺

寺領了八石七斗一本之合之夕地方新所村
忌原一通の面

一 薬王山本食坊廣岩院西樂寺

寺領了二石三斗忌原一通の面地方磯村尚
寺より夕薬師といふ伝あり

一 鷲尾山南通院常念寺

寺領了七十九石四斗地方湍川村領忌原一
面百二十八石八斗四合羽傳記を以て考ふに

大梵寺の地を譲り是の地と改称せしは
三上家の地代なりけり寺跡皇山と稱せり
是れを改称以後の草創也

一 華藏山光明院極樂寺

古伝云二十七石一斗八升一合地方海老原
村小渡川村彩所村より

一 宝雲山龍藏寺

古伝云七十三石六斗二升七勺地方中京田
村地安村意井京田村馬平一通之面

一 大宝山般若寺

古伝云五十三石但馬系之面藏米六十又表
とあり酒井家御入部以後地方六村成劫
定して云又十三石よ車るといふ地方下大宝
寺村彩源村

一 圓珠山禅院寺

古伝云三十一石四斗四升一合一夕馬系一面
之部地方彩源村下大宝寺村八日所村北
京田村小京田村意井京田村右又之村
あり

六斗七升
六斗七升
村指
村指

一 宝量山青蓮院長泉寺

古伝云百二十九石九斗二升二合地方踏井
吾那村山号古号大泉庄の三窮を祝一
くもや

一大龍山高安寺

古伝云百又十三石六斗四合二升二合二面
酒井家沖入部以後此龍渡よめ一といふ
け古娘小加茂よ何り後よ當城の西ようの
ま古小光安寺と書一とそ菊光記小悪屋
形を討て云追言よ菊光加茂浦よ光安寺
を建百光安ハ悪屋形の諱云々伝正是と

傳といふ羽源記十一と書よも悪屋形光安
とあり悪屋形とい菊光の事之後よ光安と
改稱を一申も何り一もや又菊光物語よ
ハ菊光姑舅光安とあり破凡口よ茂屋家の
故六目詰を至又古伝の三巴の故あり子細
ハ古月物語踏躰よ妻一故畧之

一長龍山大督寺

酒井家の菩提所よ一して代々の神靈屋を
古伝此龍渡百又十石

以上城下にある所の社を云そ外古龍宮

あれは古くは院に畧之飽海田川
郡の円寺院に在るハナ寺あり

一 **相** 松尾大明神

社領ハ神領ト入更の地トあり、
武蔵郡代ノ
崇教の社ト一ト一山の格法古来の儀あり
古社領畧記ト京田馬所村分家ト下村
相尾山神ニ寺大明神トあり、故ト當社の
下に記を社領百七十石又中二米二合又
十九石ト面地方ト所村湯ト溪村ト下
村ト川村ト野^田屋村面ト山村ト六ヶ村ト

神ト一人学路一ヶ寺、神ニ寺一ヶ寺、
記ト寺ト下社部七人、神子二人、
一人むりト吹浦村の古記ト寺一ト
大明神トあり、去年社領の言領主表
新に松尾ニ社大明神ト記を以大山の内役
ト一ト神ト當社地古飽海郡ト属ト一ト
一ト社領の事ト古トりト色田川郡ト事ト
ト明白なり、寺院標を溪の下に記を社領ト
ニ社ト一トを尋ねト大明神ト小ト

三社なりといふ事按ずるに於て三社ハ出羽
西九社の内より別る威積の並なる社よて
飽海郡一三社九一此社元おれた道程を
隔て常に系孫おつたさるり夜小当地よ三社
を勧請一或は郡のお護神に作さるる
まや

二月初戌此社而令沃飯村より奠味を献に
祓祭有り因古八日沙陸屋大山邑中一獅子
頭を渡を三月よ至社事無一山社佐とて
邸家より佐助を奉る事有り十日日流痛

馬あり領主よりするを奉奉代として
古社の下役人兼仕十五日三邸家兼訪新
警目本なり所より舞臺を引取云亦有
田川郡才一の嶽之回夜一山本地堂一集り
明年の邸家を定めに月八日を待て此峰を
渡を六月晦日祓祭此嶽而一渡清水之月後
祓祭初冬の内此嶽而より舞臺を献を十二月
十七日東社事あり氏子群集一相礼を
石の多居あり彫刻の文曰慶長十六年辛
亥七月吉日大檀那下治志郎尉実秀花施

と於越前國山之庄他之庄吾庄の妻妻一唐
金の家あり妻より板尾山妻の家より一社之
寺とあり等其の姓名を一妻家といふもの
其例を志すに如くある家の家を保てる者
吾の妻は然るもや本ハ本地堂の家也
まよや

一 天海

る所村より有り社領を一大小寓吾の以る
敬一に有り社家阿初何業を授けし
去年の年社祇長上善雄に清等の家字と

下一 寺納也

一 西濱

板尾大明神の庄麓下の下湯之濱村 温泉あり
小庵あり
中を濱中村十里塚村之浦村西濱の内一
あり西史より田川郡西濱といふハ別は濱の
事にして沼田秋田ホへの西濱也

續日本後紀 仁明天皇美和六年冬十月
乙丑出羽国言去八月二十九日菅田川郡
司解備此郡西濱達^{イタ}之程五十餘里本自
無石而從月三日霖雨無止雷電闐聲^{イタ}經十

餘日乃見晴天時向海畔自然隕石其數不
少或似鏃或似鋒或白青赤瓦厥壯體銳皆
向西莖則向東詢于故老所未曾見國司商
量此濱沙地而徑寸之石自古無有仍上言
者其所進上兵像之石數十枚收之外記局
勅曰陸奥出羽并大宰府等若有機變隨宣
行之且以上言充制權變令禦不虞又轉禍
爲福佛神是先宣終法奉幣云々

郡司の事ハ田川館の下に沼を建府之程又
十餘里トハ出羽郡井口の地との尺程

をいかり大室寺の地ハ府の内より一府
二城と云路よあれた承和の頃ハ井口の地
よのこ城ありて大室寺の城を築ハその後
よりや雷電の事ハ吹浦村の古記并た雷電
社由の事をして先年大社考より経傳れを
畧之田川館より出羽府と古の六丁一里は
て又十餘里程あり一西濱徑寸の石もな
りれを其地古史の文云よ昔合を古六丁を
以て一里と志しり事ハ六十里或十又里
系極といふ事古月記は詳なり

孫亮大明祚を孫亮りて九十九里の濱
わたりて海系のつちを越て八十里の濱と
いふ所を引きてとあるも六丁を引て一里と
志す所の事也

或人曰唐田二郡を觀望するに田川郡ハ
廣く飽海郡ハ窄狭し大山松尾大明祚の
を色よあらざる事といふあり古ハけ色備て
飽海郡よりして松尾大明祚ハ延喜式よ載る
小松尾祚社なりといふ予も先年ハたもあり
りりやとたもふ心なきもあつたて

其名額大社考編集の比少く出加へ侍りし
今地利を見且西史を集て熟讀するに田
川郡西濱の事ハ續日本紀ハ明白に當郡の
地利南東北ハ金山つらなり海色なるを
濱地とす西ハ松尾の古旅所の上より嵐
巽と云後年ハとも岩鉅よりして濱地なり然ハ
承和六年郡司解備の西濱ハ田川郡今の西
濱をいふ事何の疑あらんや承和ハ五十
代延喜の年号なり延喜祚名帳ハ二十代延喜
延長五年に出り承和六年ハ延長五年ハ

八十八年後なり。或人何を以て枚尾社を古
飽海郡の内といふや。國史を見さして只
枚尾へ高松さるの路なり。又飽海郡ハ至狭
田川郡ハ至廣一故よ今の枚尾社地と古ハ
飽海の内なりといふも。國史を見さるの論之
郡よ大中小あり。二十七代孝德元曰凡郡以
に十里為大郡。三十里以下に里以上為中郡
三里為小郡と云く是を以て考るに田川飽
海支郡凡中郡なり。三代實錄云十里
光孝天皇仁和元年正月仁和三年坂上茂樹奏云の詞

茂樹仁和元年正月
十六日為出羽守

西府出羽郡井口地ありと

いふ事ハ一と書きし引出せり。其後ハ出羽郡
と書し事不見る。仁和二年ハ仁明天皇
遂和六年よりに十年後なり。遂和中田川郡
とあり仁和三年ハ史云數十年後よりて既
よ出羽郡とあれし出羽郡ハ田川郡の舊名之
予りいふる所其地よ致さる人ハ疑あり。凡
其事なり。出羽郡井口地大川の邊にあり
て海よりよく海水の府よ漲し事實録
明白に其地と出羽郡を呼ぶ。東本名姓一伊

也波邪社田川郡に属し且出羽國中郡に
出羽と稱するに西府をけれも出羽郡ハ田川
郡のち名よりして後改稱をす一書ふ云一して
昭白なり、傳按するに 光孝天皇の御宇
以前改稱ハありしに延暦中田村丸の論
奏よりりて小郡朝臣守出羽郡に府を建
しとありを更て後樹も出羽郡に府ありと
ハ奏せしれりもや、け郡ハ改稱後ハあり
りるを割て出羽國と志しり也、ハ旧事記
ハ陸奥改稱後割二國至此國といふあふなる

也一書を以て出羽郡を田川郡と改稱し
し事明なり今田川郡改稱後西の隣なり
是改稱の院授之若強て改稱をせといを
誠後より割分し出羽郡ハ何方にありや
然る旧事記續日本記三代實渥木の文云ハ
正徳の事と云へし予け而も思意を用ひて
飲合をもりてり事多日後年明辨の人
あつて國の大幸也へし

一本郷祖

熊出村 中々村 小徳本村 砂川村 大針村

川上村・砂浜村・上名川村・下名川村・新浜村
官門彩田村カト為言二千百五十九石七斗五合三
夕

一 熊出館

本官何業といふ人指候ししは記ことしは
假名諱亦詳なるとし其子孫松山領也館村に
ありとそ尚村に濠あり

一 名川館

館之姓名詳なるとし慶長中出羽守成の言
士子斗筆ししは誠言と河菊の言柴井樓

其外を以て表破りしは事未決氏秀あり
小名川への書状よりしり

一 青龍寺祖

上中橋村・下中橋村・杉橋村・漆原村・川口村
高橋村・多田村・中村・上山浜村・大白井村
中白井村・関口村・湯原村・西尾屋村・谷定村
金谷村・滝沢村・喜純寺村・彩山村・高村
高坂村・板井村・所莖村・為言七子ある八十七
石七斗七末六合六夕

一 金峯山大権現

祭神少彦名命なり。社祠甚見。本社より少
下に長原あり。流流是よ。素籠と云。社伝略記
曰。格引。西。素籠。与。村。合。峯。山。宿。王。格。現。伝。言。
百。記。十。二。石。又。斗。七。米。七。合。内。有。二。十。九。石。八。斗。三。
米。六。合。地。方。素。籠。与。村。同。七。石。七。斗。四。米。一。合。
上。小。中。村。同。八。斗。六。米。大。渡。川。村。同。三。斗。氏。田。
村。同。三。石。七。斗。二。米。一。合。山。田。村。一。石。一。斗。流。
河。村。是。平。又。西。之。面。本。地。崖。林。素。籠。与。村。の
上。よ。何。り。強。陀。を。布。言。と。云。山。半。より。下。に。如。
三。輪。親。善。堂。何。り。寺。下。に。増。坊。敷。寺。何。り。

一平に
右の
流と

南院を上首と云。宗名ハ云。彩。義。子。で
修驗。萬。葉。二。年。に。一。度。峯。を。立。末。流。の。修。驗
子。補。任。を。出。也。字。頭。流。流。ハ。素。籠。寺。村。よ。任。也。
社。家。二。人。あり。修。驗。萬。葉。与。那。の。奴。僕。の。子。
一。強。陀。堂。の。山。北。上。よ。二。合。大。権。現。と。い。ふ。有。
其。年。一。山。の。内。社。堂。多。一。一。初。堂。の。色。山。多。
流。流。一。て。也。殊。務。の。地。なり。上。之。坊。の。庭。中。に
磐。の。池。と。い。ふ。あり。古。磐。の。羽。を。云。ふ。雨。は。し
て。伊。波。波。社。ハ。尚。社。と。い。ふ。説。あ。れ。た。授
か。一。伝。ま。ら。に。是。ら。を。又。玉。泉。坊。と。い。ふ。修。

験の宅中に明星水といふあり。当山にサ
ト一丁又十丁二丁に守るに余り至るあり
とそ南の方に葉分山あり。当山よりさ
水精をゆき

一丁坂館

金峯山の麓西の方にあり。武蔵郡の家老
高坂中督といふ人居住せしなりといふ
義光記曰武蔵義氏暴逆し一にて吉氏誅之
り夕を言上出羽守義光使侍へ言を入弟
佐前といふ言は密謀を合めて進出りける

佐前佐月と述入て至聖年言坂中督といふ
弟氏の位を譲りて佐前とたに謀をす
一月より意をんと示し合せ義光を引て
月山城志川松根より急迫し意の若とをみ
合て佐月城を放し義氏を攻り夕夜
之後十五騎よめて生害して果らると云
羽原記又し是は田川郡言坂に居る言
笠原左衛門尉といふ人見へたり又言
の部下に東海林と云ふ人又言坂の館
の人又言ると云ふ事あり又曰言坂の館

中誓より、魚屋取の証藏跡より家成及をたよ
下向後ハ跡忠を殺し一服の子回前に思
百（正旨作下されり）新成後刃は解り
雖有ハ私六十に余り（とも万民の怨よ志の
これをあ使は存成味前を中一上証候て中
一子も持中さん炭夜の業花を保ゆんとして
予横のふ美を企て中や今度の此厚想より
此服を下されしと達て祈証中事色は
御光公詮すなく思百りも而よ其後ハ鏡一
對面もあ仕行音あ知よぬりり事後取の

全岩山出
全剛山

一子にふ跡全銀成室を配形ハ女房童の親近
服を出し所付て其身ハ大和國令學山より
籠出家とぬと云く小笠原た令者といふハ
了坂在串の事もや令者ハた串の唐名之
但古俗私ハ稱を一事もて睦の節よりあ
是と志り（一は人并之候言書取と云一人
ハ中誓のつ意ぬるらや

一大白山吉祥寺

板井川村はあり古伝十三石又平均六石
黒原一通し面同七石又平見出下並は分

地方当村

一 山郷

東善屋村 上桂俣村 下桂俣村 辰掛村 下山
 流村 勝福寺村 須賀川系村 八魚那村 海老
 崎村 民田村 福新村 糸之崎村 蘇新所村
 崎村 記無那村 佐別村 西岩布村 我良村
 所貝村 伊智横内村 苗津村 川村 為系村 小
 志本村 柳田村 八日所村 大蔵系田村 越一
 万六子十九石八斗五升三合九夕

一 泉大明神

勝福寺村の泉山といふ所にあり平地小
 一七山ありあつた社領三石七斗六升七
 合七夕地方勝福寺村内三石三斗三合上版判
 地一面同に斗六升七合七夕見出たりといふ
 社殿一人あり此の神何の神といふ事詳ならず
 是先年領主表へ指出し書付の字あり又
 治年中社建立志し斗半あり社のおよむ向て
 右の方より水洗ありそ際ハ苦泉の沸出た
 る事として幣帛を投ぎたりし中にも古井
 のおとくぬめの木の落葉よ埋れてあり予

倭按をりに往古け井泉を築りて泉大明
神と稱し之より大泉の底といへる名も出
りたりや、吳國書にも天子命有司祈祀に
海大川名源淵澤井泉とあり、壬午癸卯の
昔用集民書に河内通法寺といふは昔
源嘉將軍の居城に通法寺の山は別之將
軍の沙廟あり、賴信賴義の家是を壺井
権現と名す。又通法寺の口の方には井あり
是則吳州此陳の河水は濁しあり、河内賴義
觀音へ祈誓しあり、を忽然とて清水を沸

出る依て此海陸の言け水を壺へ入らしに
井をわくを核しあり、よつて壺井と号ん
とあり、陸奥よて清水を沸めいし、事大
平記にも見へり、賴義出羽と表入るを
あふ事記録にも見へ、底にも事記載多
あれを泉大明神も吳州よて得あふ清水と
古帰陳の河内通法寺と持さありて壺井権現
と崇めいし、新もや、唐古よて井泉を築ると
同きり、泉山の社地、往古泉の沸出しと
いふ、吳州加美川の芳も似たり、通國納

絶更五帳を見らに河内西壺井権現社人云
山印記とあり同通法寺の更江より本寺千
手観音源頼信頼義義家右三代將軍此廟
而河内西法寺段人小徳小東方とあり壺
井権現と西法寺の界十七八丁ありとせ
系行記曰十八年筑紫を巡狩しあそを年
三月壬申海路より葦水の小嶋といふ所へ
泊りて進食時より山神の阿彌古し祖小丸
といふを乞へて吃水を求むふけ時嶋中へ
水なく小丸而るを志しを作て天神地祇小

祈りれを崖傍あり忽に雲泉湧出たり乞を
酌て執りて飲み其水を水嶋と号せし事曰
本書紀も見へたり我頃もも沿る是吳國
の書ありけり家例文ありりるとを

一八幡宮

下山法村より社領石九十三石に斗二米
内七十石九斗八升是平六石二面同二十二石
に斗四米見出たり是は分社家三人社僧一
寺僧一人神人一人神子一人あり八月
十五日祭礼矣福馬あり社地平地ありて

に方ハ田也

一遠賀神社

伝正曰遠賀神社跡是地首稻荷村あり
を以て古信福新大福社の社なりといふ
を年改て稲之戒云遠賀と稲荷を訓也し
をさ田へ稻訛をさしと云く予とありて
社地を名に或田の社ありとお意の地之
社領もなし然れ先年宗源堂ありて社
階を授けれ額よ正一位遠賀神社とあれハ
我社より争勿論の事なり古社地ハ渡川

領の田あり

一上山王

小高木村あり領主宮殿の社なり社領有
六十八石ハ末又合ニ夕地方小高木村海老原
村八日所村内は十一石一斗馬原ニ趣ニ面同
二十又石九斗ハ末又合ニ夕見出下至り分
社家二人社人一人あり祭礼ニ月中の申日
矢福馬あり領主より馬を引

千代
出御也凡土里記卷之二

山形県立図書館



1-0324407-7

